

岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画
(素案)
(令和 5 年度～令和 8 年度)

岐阜県

目次

第1章 県産材利用の基本的事項及び目標

1 基本的事項	
(1) 計画の趣旨	• • • 1
(2) 計画の基本方針	• • • 1
(3) 県産材利用の意義	• • • 1
(4) 計画の位置づけ	• • • 2
(5) 計画期間	• • • 3
(6) 策定方法	• • • 3
(7) 対象	• • • 4

第2章 公共部門での利用推進

1 県の取組み	
(1) 県の建築物における県産材利用	• • • 5
(2) 公共施設における工作物の県産材利用	• • • 5
(3) 備品、家具等における県産材利用	• • • 5
(4) 木質バイオマスの県産材利用	• • • 6
(5) 土木工事における県産材利用	• • • 6
2 市町村での利用促進	
(1) 市町村との連携	• • • 7

第3章 民間部門での利用促進

1 一般住宅	
(1) 現状と課題	• • • 8
(2) 今後の取組み	• • • 9
2 非住宅建築物	
(1) 現状と課題	• • • 9
(2) 今後の取組み	• • • 9
3 その他の取組み	
(1) 相談体制の整備	• • 1 0
(2) 県産材利用促進協定	• • 1 1

第4章 県産材利用のための具体的施策

1 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保等	
(1) 原木の安定供給の促進	• • 1 2
(2) 加工・流通体制の強化	• • 1 2
(3) 品質・性能の明確化	• • 1 2

(4) 情報共有の円滑化	・・・ 1 3
(5) 合法木材の流通の促進	・・・ 1 3
2 販路の拡大や人材育成等	
(1) 販路の拡大	・・・ 1 3
(2) 木質バイオマスの利用促進	・・・ 1 3
(3) 研究開発及び普及	・・・ 1 4
(4) 人材の育成及び確保	・・・ 1 4
3 県民、事業者の理解の醸成	
(1) 炭素貯蔵量の認定	・・・ 1 4
(2) 普及啓発	・・・ 1 5
(3) 表彰	・・・ 1 5

第5章 推進体制等

1 推進体制等	
(1) 岐阜県木の国・山の国推進本部	・・・ 1 6
(2) 岐阜県木の国・山の国推進本部木材利用部会	・・・ 1 6
2 施策の実施状況の公表	・・・ 1 6

別紙1 県が整備する建築物等の県産材利用に関する基準	・・・ 1 7
別紙2 県の建築物の木造化及び内装の木質化予定施設	・・・ 2 1



第1章 県産材利用の基本的事項及び目標

1 基本的事項

(1) 計画の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献することなどを目的に、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「木促法」という。）は、令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「改正法」という。）に改正され、木造化を促進する対象が、これまでの公共建築物から、民間建築物を含めた建築物一般に拡大されました。

こうした動きを受け、県では「第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4年度から令和8年度）」（以下、「基本計画」という。）に「都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大」を重要施策の柱とし、県産材利用の促進に係る条例を制定することとしました。

基本計画に基づき、令和4年12月20日に「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和5年4月1日より条例が施行しました。

岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画（以下「推進計画」という。）は、改正法及び条例に基づき、県産材利用の基本的事項や目標値を定め、さらなる県産材の利用を推進するための計画として策定するものです。

(2) 計画の基本方針

県は、県産材の利用について、建築物への利用はもとより、家具、木質バイオマス、土木工事の資材など多様な分野での利用拡大に、市町村、森林所有者、事業者及び県民の理解・協力のもと、「オール岐阜」体制で取り組むものとします。

(3) 県産材利用の意義

県産材の利用には、以下のような意義（価値）があります。

ア 脱炭素社会の実現

森林はその成長過程で二酸化炭素を吸収・固定し、森林から生産された木材は住宅、家具等に使用されることで長期にわたり炭素を貯蔵することが可能であるほか、製造過程における二酸化炭素の排出量が少ないなど、脱炭素社会の実現に寄与します。

イ 循環型社会の形成

木材は、森林の適切な整備及び保全が続くことで、持続的に森林から再生産が可能な資源であり、木造建築物の改修・メンテナンス時においても同じ材料が入手しやすく、循環型社会の形成に寄与します。

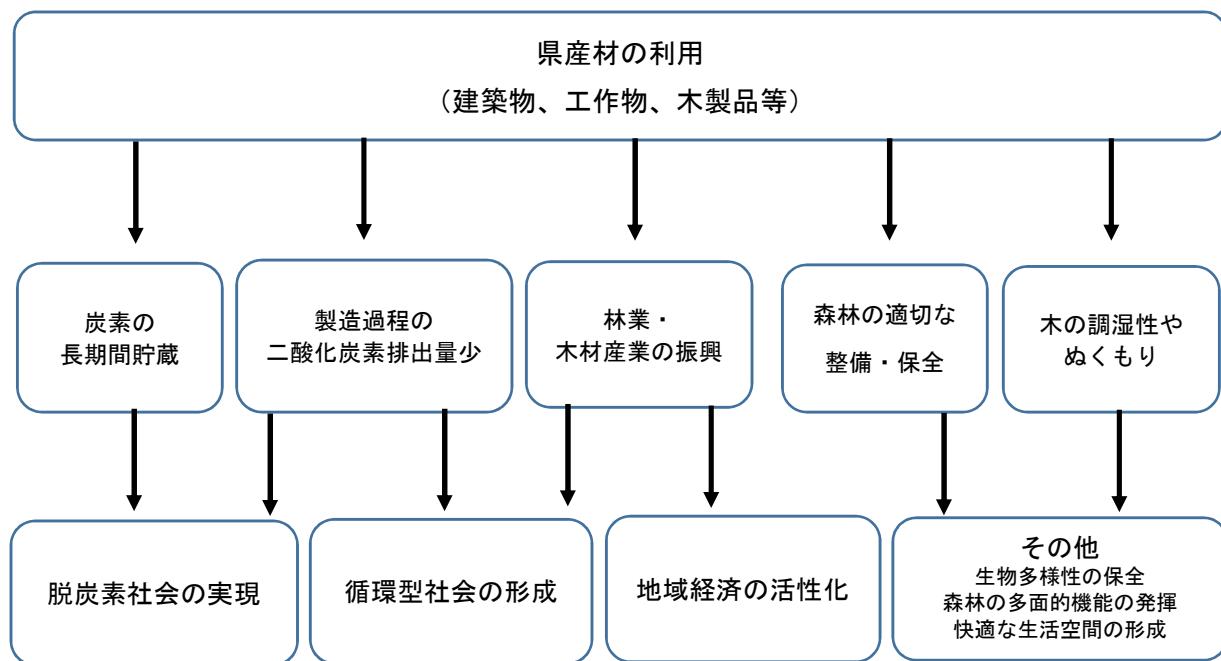
ウ 地域経済の活性化

建築物等に県産材を利用することは、地域経済への波及効果、地域の林業・木材産業の振興、新たな仕事の創出、技術の継承など、地域の活性化につながります。

エ その他

県産材を利用することで、森林が整備され、森林の多面的機能が持続的に発揮されるほか生物多様性の保全に寄与します。また、木の調湿性や遮音性、ぬくもりなどは、快適な生活空間の形成につながります。

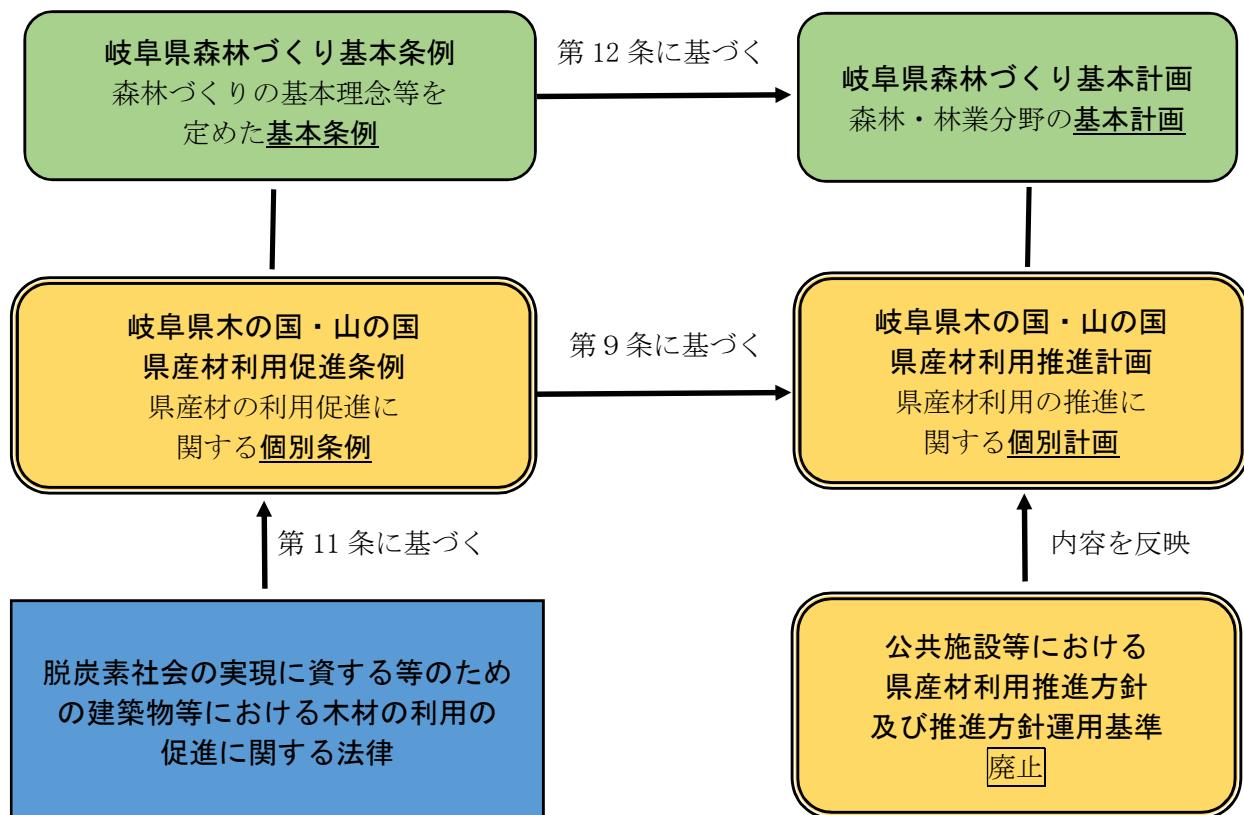
○県産材利用の意義のイメージ



(4) 計画の位置付け

推進計画は、改正法第11条第1項及び、条例第9条の規定に基づき定めるものです。また、本計画は、基本計画に基づく、県産材利用分野の個別計画に位置付けるものです。なお、平成18年に県が定めた「公共施設等における県産材利用推進方針」（以下、「推進方針」という。）に定める事項は、推進計画に位置づけるため、推進方針及び「公共施設等における県産材利用推進方針運用基準」は廃止します。

《計画の位置付け》



(5) 計画期間

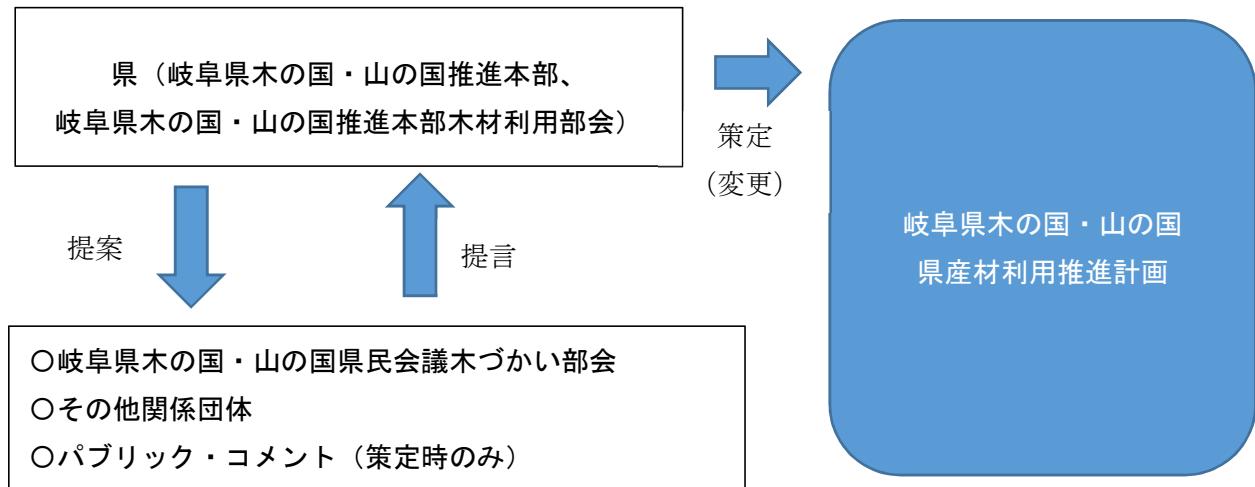
計画期間は、令和5年度（2023）から令和8年度（2026）までの4年間です。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
岐阜県森林 づくり基本 計画										
	第4期森林づくり基本計画 (5年間)					次期森林づくり基本計画 (5年間)				
岐阜県県产 材利用推進 計画										
	県产材利用推進計画 (4年間)					次期県产材利用推進計画 (5年間)				

※計画の終期を第4期森林づくり基本計画期間と併せるため、4年間の計画とする。

(6) 策定方法

推進計画は、「岐阜県木の国・山の国推進本部木材利用部会」において内容を検討し、「岐阜県木の国・山の国県民会議木づかい部会」や関係団体等の意見のほか、パブリック・コメントの実施等により、広く県民の意見を聴取したうえで、「岐阜県木の国・山の国推進本部」の審議を経て策定します。



(7) 対象

この計画において、県産材の利用を推進する主体は、県、市町村、事業者及び県民とします。

県産材の利用を推進する対象は、建築物、工作物、備品、家具等、木質バイオマスの利用、土木工事とします。

第2章 公共部門での利用推進

1 県の取組み

(1) 県の建築物における県産材利用

県が整備する建築物は、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、

別紙1「県が整備する建築物等の県産材利用に関する基準」の考え方を基本に、原則木造化することとし、計画期間内に**別紙2**のとおり木造化及び内装の木質化を行います。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用についても検討します。

また、建築物の高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）にかかわらず、直接又は間接的に県民の目に触れる機会の多い場所においては、新築及び改修時に内装の木質化を図ります。

推進目標 県の建築物の木造化・内装の木質化施設整備数：60施設（累計）



ぎふ木遊館（木造化）



県庁舎ロビー（内装の木質化）

(2) 公共施設における工作物の県産材利用

公園、文化施設周辺等、多数の県民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、県産材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に県産材を利用します。

(3) 備品、家具等における県産材利用

県の建築物等において使用される机・椅子、書棚等の備品、家具等について、県産材をその原材料として使用したものを積極的に利用します。



木製遊具



県産材備品

(4) 木質バイオマスの県産材利用

木質バイオマスを燃料とする冷暖房機、給湯施設、熱電併給施設等について、地域性や経済性を考慮した上で導入を促進します。



木質資源ボイラー



薪ストーブ

(5) 土木工事における県産材利用

県産材の使用が可能な工種や、合板型枠を含む仮設及び保安資材等において、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、積極的に県産材を利用します。



治山事業における合板型枠

2 市町村での利用促進

(1) 市町村との連携

県産材の積極的な利用には、県と市町村が連携を図ることが必要です。

県内すべての市町村で、市町村の区域内の公共建築物における県産材の利用の促進に関する方針（木促法第9条）が作成され、方針に基づき県産材が利用されてきたところですが、木促法が改正されたことを機に、新たな市町村方針の策定を働きかけるなどの取組みを強化します。

また、市町村に対し、県産材利用に関する情報の提供や、連携して県民への普及啓発を実施します。



恵那市議会議場（内装の木質化）



中津川市阿木交流センター（木造化）

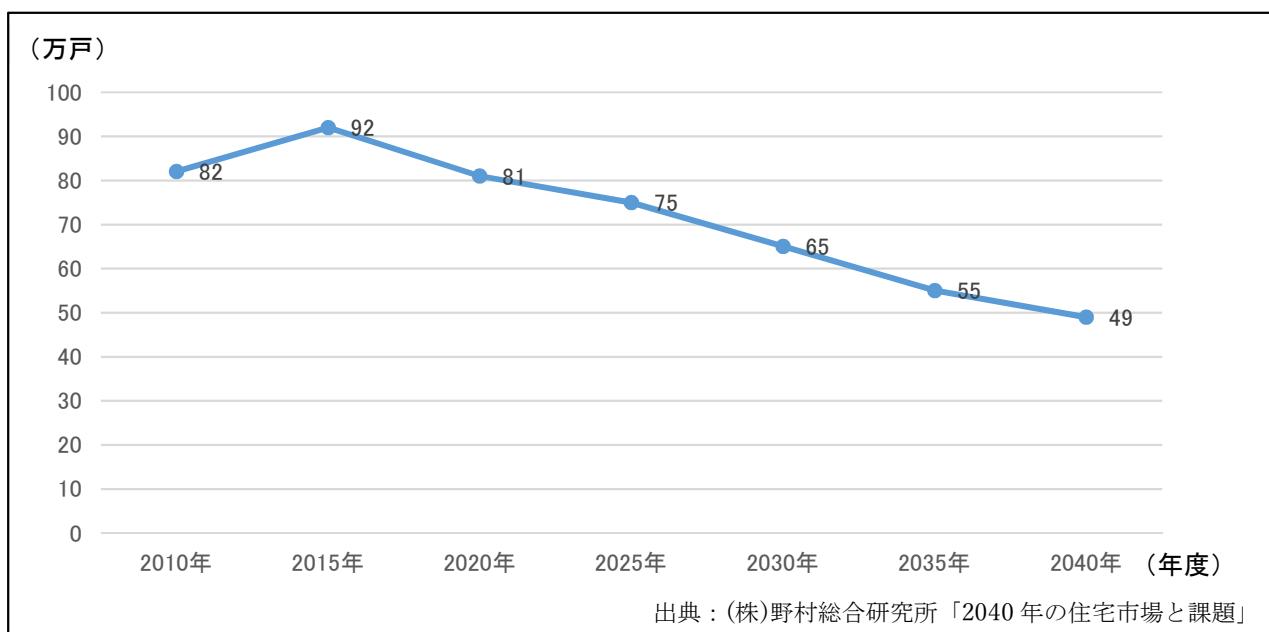
第3章 民間部門での利用促進

1 一般住宅

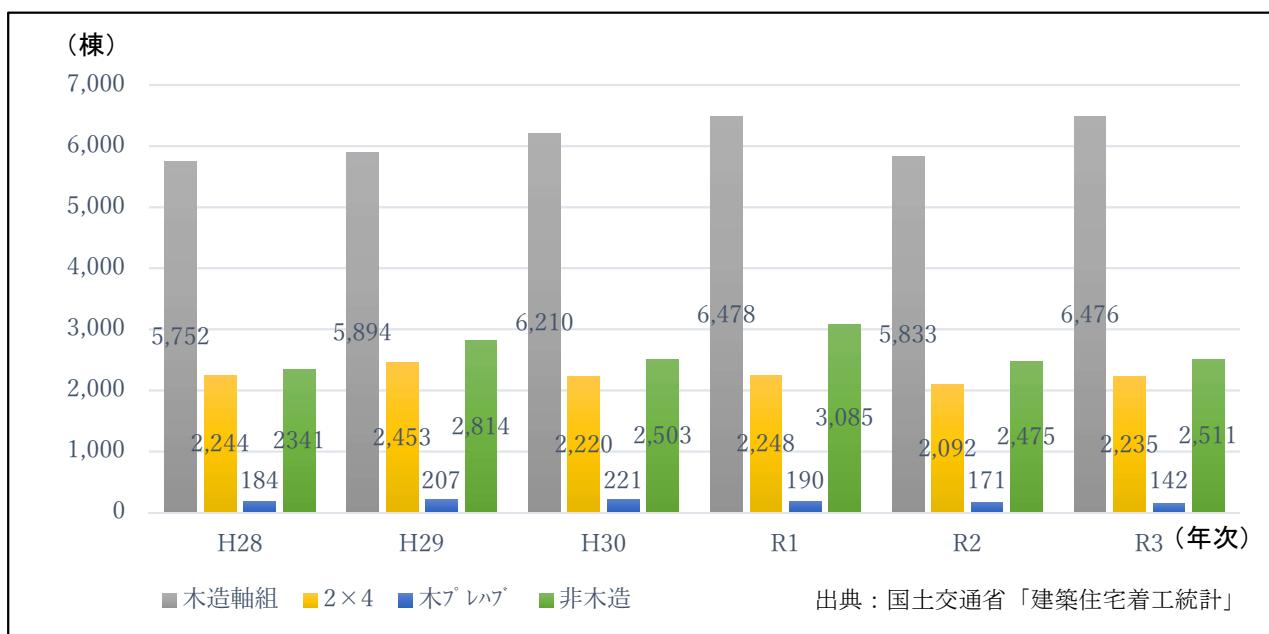
(1) 現状と課題

A材の需要の約8割は木造住宅ですが、民間シンクタンクによると、全国の新築住宅着工戸数は令和2年（2020年）の81万戸から20年後（2040年）には49万戸に減少すると予測されています。

一方、県産材住宅の着工戸数は、製材事業者、工務店等の努力により、平成27年度の約1,400戸から令和2年度は約2,000戸に増加しています。



新築住宅着工戸数の実績を将来予測（全国）



本県の新築住宅着工戸数の工法別推移

(2) 今後の取組み

輸入材を多用する工務店が県産材利用へ転換する取組みや、県産材を利用して住宅の新築やリフォームを行う施主、県産材住宅の建設に取り組む工務店や団体の活動を支援します。

脱炭素社会の実現のため、住宅における県産材利用と合わせ、省エネ性能の高い木造住宅の普及促進及び施工事業者の育成等についても、担当部局と連携します。

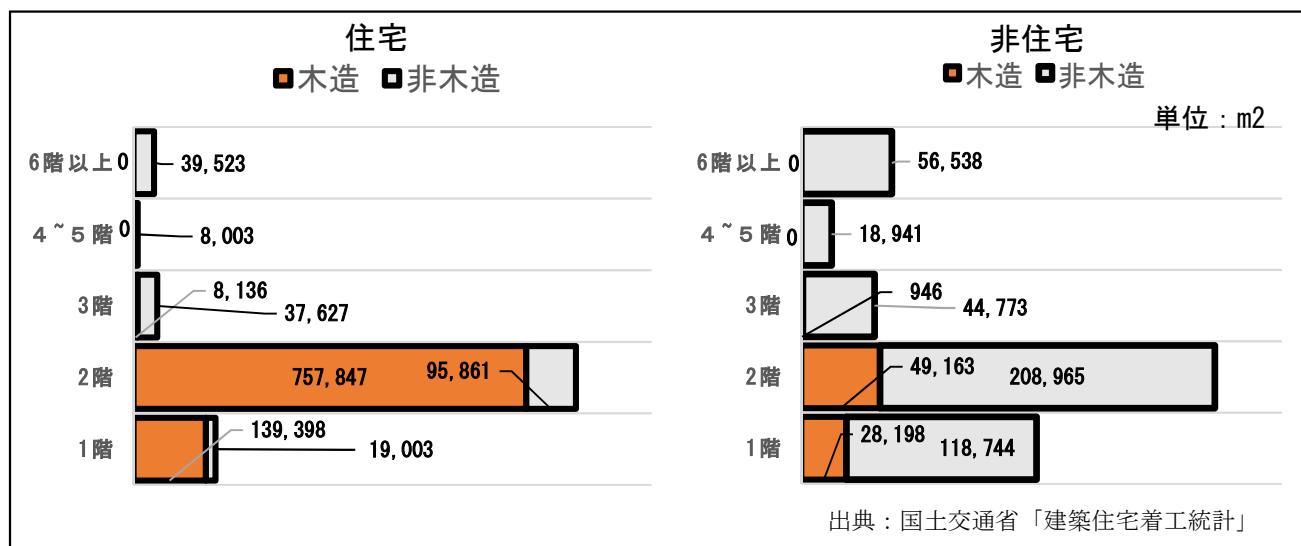
推進目標 県産材住宅の建築戸数：9,050戸（累計）

2 非住宅建築物

(1) 現状と課題

住宅建築戸数の減少を補うため、新たな木材の需要先として可能性が高いのが非住宅建築物ですが、県内の非住宅建築物の木造率は15%程度に留まっています。

また、非住宅建築物のうち、教育福祉関連施設の木造率は高く、工業、商業分野での木造率は低くなっています。



本県の階層別・構造別の着工建築物の床面積（2021年）

(2) 今後の取組み

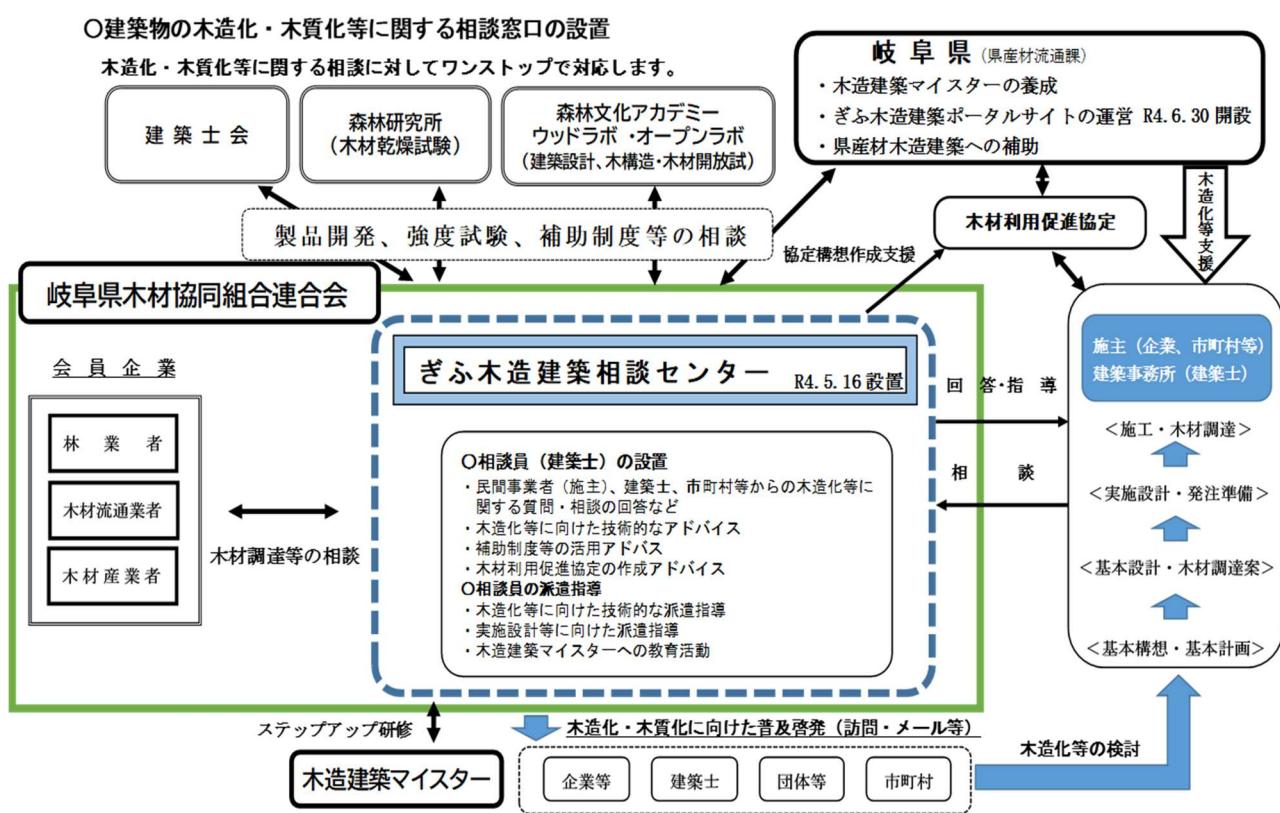
木造率の低い非住宅分野での県産材利用を重点的に進めるため、事業者等が行う非住宅建築物の木造化及び木質化や、防耐火性・意匠性の高い内装材、外装材及び新工法等の開発・普及を支援します。

3 その他の取組み

(1) 相談体制の整備

非住宅建築物の木材利用に関する課題等を解決し、木造化及び木質化を促進するため、「ぎふ木造建築相談センター」等を設置し、建築物の指導及び規制を所管する担当部局と連携を図りながら、木造化及び木質化に取り組む県内外の施主、建築士、市町村等からの木造建築物の設計や県産材調達の相談等に対応するとともに、今後は非住宅建築物だけでなく、住宅や木製品などあらゆる県産材利用に係る県民等からの相談に対する機能を追加します。

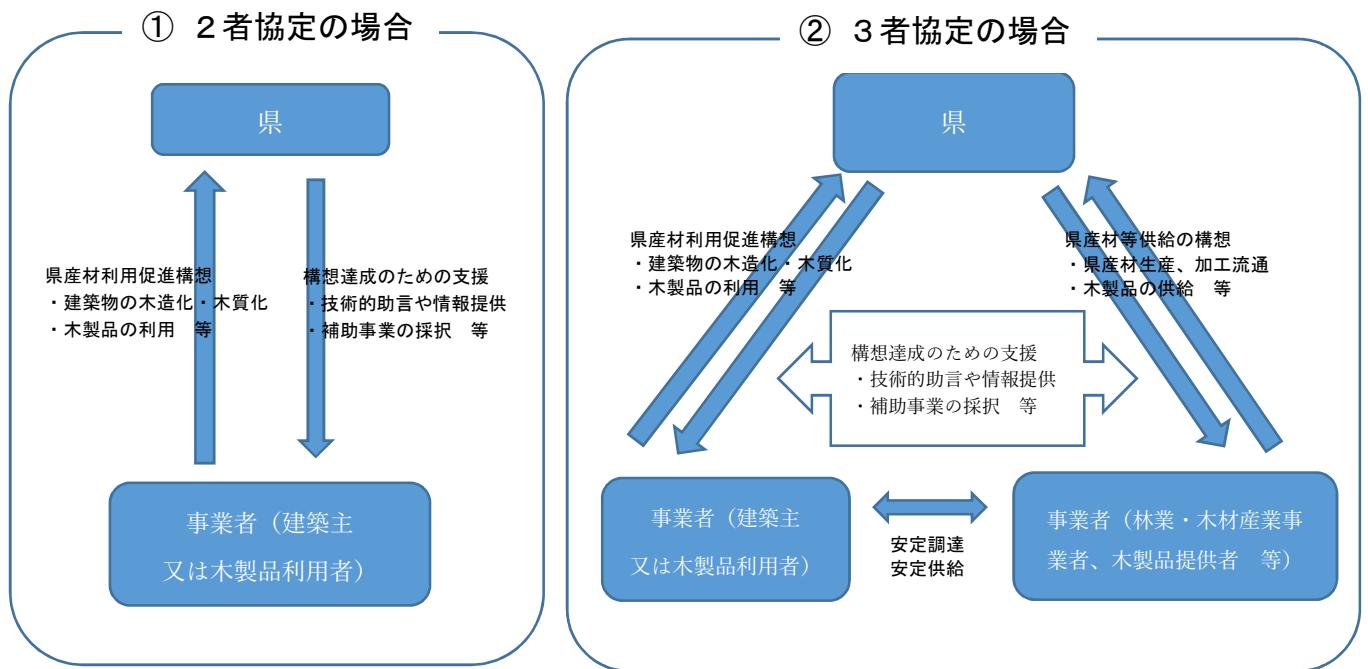
また、都市部での県産材の需要を拡大するため、首都圏や関西圏において相談体制を整備します。



ぎふ木造建築相談センターの仕組み

(2) 県産材利用促進協定

事業者の木造化及び木質化や木製品利用などの県産材を利用する構想（「県産材利用促進構想」）の達成のため、県と事業者が「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定」を締結する制度を創設し、協定締結について公表するとともに、その取組み内容を広くPRします。



県産材利用促進協定のイメージ

推進目標 県産材利用促進協定締結数：40件（累計）

推進目標 民間非住宅建築物の木造化及び内装の木質化施設数：90施設（累計）

第4章 県産材利用のための具体的施策

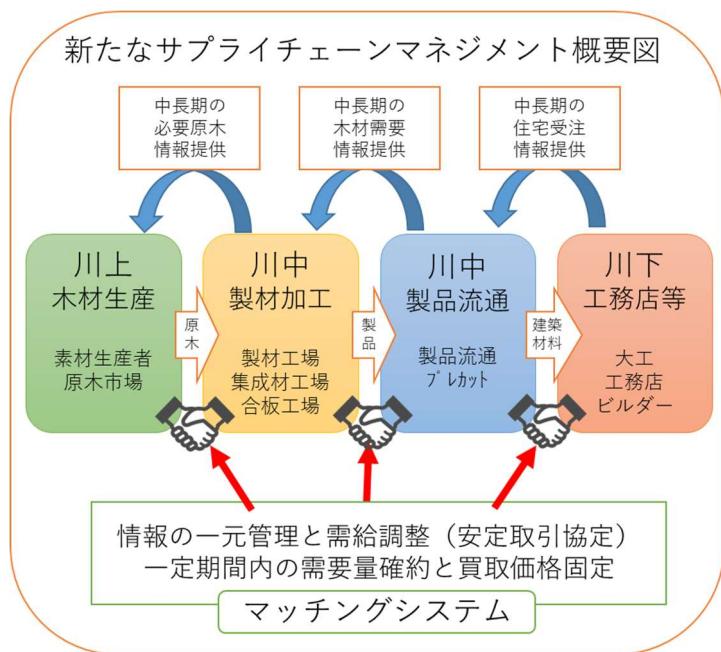
1 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保等

県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するためには、川上（木材生産）、川中（加工・流通）、川下（工務店等）の信頼に基づく、サプライチェーンを構築することが重要であり、情報の一元管理や需給調整の体制整備を支援します。

（1）原木の安定供給の促進

林業事業体等による木材生産計画策定のため、高精度資源データ解析データの提供を行うとともに、原木を安定的に供給するため、森林施業を効率的に行うための施設の整備を支援します。

また、森林管理署など関係機関と連携し、林業事業体の計画的な木材生産体制を構築するとともに、原木流通の効率化を図るため、林業・木材事業者の運送事業者との連携強化や、原木在庫情報のデジタル化等の原木の安定供給に係るサプライチェーン構築の取組みを支援します。



（2）加工・流通体制の強化

建築用木材を安定的に供給するため、加工及び流通を効率的に行うための施設の整備を支援します。

また、加工・流通に係るサプライチェーンの構築や、流通過程の効率化のため、ICTやIoTの導入や、製材・加工に係る工程管理や生産管理のデジタル化を支援します。



（3）品質・性能の明確化

JAS製品やぎふ性能表示材等の品質が確かな建築用木材の供給体制を強化するため、JAS認証取得に取り組む木材事業者や、製材工場の施設整備などを支援します。

(4) 情報共有の円滑化

県産材の需給に関する情報の共有化を図るため、住宅の建築情報と原木や建築用木材の在庫情報等をデジタル化する取組みを支援します。

(5) 合法木材の流通の促進

県産材の信頼性を高めるとともに、合法に伐採された県産材の流通及び利用を促進するため、市町村への助言や森林所有者や事業者への周知、県民への普及啓発を行います。

2 販路の拡大や人材育成等

(1) 販路の拡大

都市部における県産材の販路を拡大するため、首都圏、関西圏にモデルルーム及び相談窓口を設置するとともに、相談に対応するためのコンシェルジュを育成・認定します。

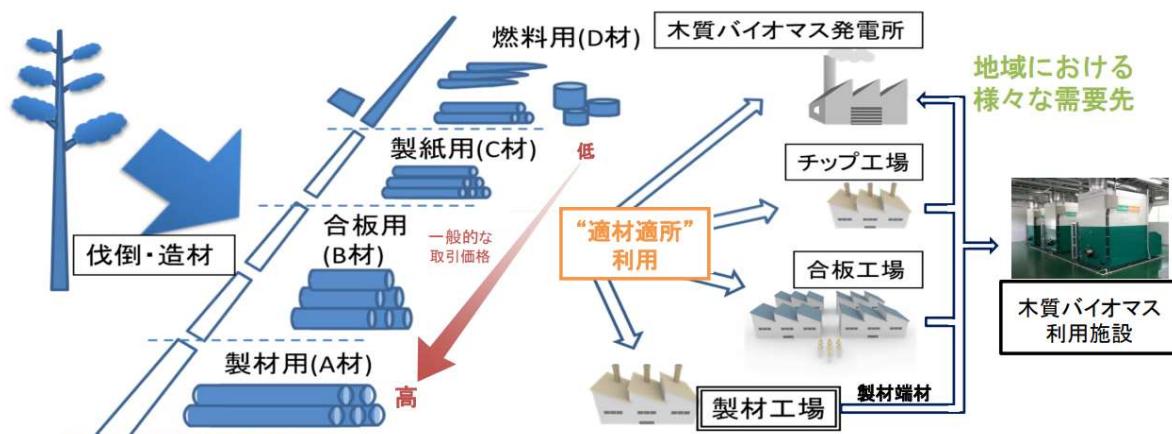
また、展示会出展による県産材製品のPRに取り組むとともに、都市部等において県産材の販路拡大や、デジタル技術を活用して顧客ニーズに即した新製品開発等に取り組む事業者を支援します。

県産材の輸出を促進するため、「岐阜県産材輸出推進協議会」の会員企業の取組みを支援するとともに、現地企業と会員企業のビジネスマッチングなどを支援します。

(2) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスのカスケード利用（建築用木材など品質に応じた利用の後、紙やボードの原料として再利用し、最終的にエネルギー利用すること）を促進するため、未利用材の搬出や加工施設、利用施設等の整備を行う事業者等を支援します。

また、新分野における木質バイオマスの利用を促進するため、調査や情報の収集等を行います。



カスケード利用のイメージ（出典：林野庁）

(3) 研究開発及び普及

県産材の品質及び性能の向上や、新用途での利用が見込まれる新たな木質部材等の開発、木材利用による心理面、身体面等への効果の検証等を促進するとともに、その成果を普及します。

(4) 人材の育成及び確保

県産材利用を促進するため、林業事業者、木材産業事業者など、事業者間で連携を図り、人材の育成及び確保をするための仕組みづくりを行います。

また、住宅や非住宅建築物への県産材利用を拡大するため、建築士を対象とした「木造住宅アドバイザー」や「木造建築マイスター」等の人材を育成・認定するとともに、技術向上に向けた研修等を実施します。



木造住宅アドバイザー養成研修



建築士の現地研修（木造倉庫）

3 県民、事業者の理解の醸成

(1) 炭素貯蔵量の認定

林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を活用して、事業者等が建築物や木製品で利用した県産材による炭素貯蔵量を認定する制度を創設するとともに、認定した炭素貯蔵量を公表します。



県産材住宅における認定証（裏面で炭素貯蔵量を認定）

(2) 普及啓発

「オール岐阜」体制での県産材利用を促進するため、県民や事業者等に向け、県産材利用の理解を醸成するためのフォーラム等を開催するほか、県民が木に親しみ、木材の良さ、その利用の意義を学ぶためのイベント等を開催します。

また、動画等のデジタルコンテンツを活用した県産材に関する効果的な情報の発信を行うほか、木を担う人材を育成するため、幼児から大人まで幅広い世代に対する「ぎふ木育」の浸透を図ります。



イベントの開催



ぎふ木育の推進

(3) 表彰

建築物の木造化及び木質化や備品導入などの優れた県産材の利用事例や、新技術の開発、人材育成などの優れた事例や功績を表彰します。

第5章 推進体制等

1 推進体制等

(1) 岐阜県木の国・山の国推進本部

県は、木の国・山の国推進本部において、県産材利用の推進を図るため、総合的な調整を行うとともに、次の活動を行います。

ア 推進施策等の検討

県産材の利用拡大に係る新たな方策等について検討を実施。

イ 県の建築物の木造化（新築・改築）の方針決定

県の建築物の木造化について、別紙1に基づき、建築物の用途に応じ木造化の検討を要する規模に該当する場合、構造や県産材の利用方法等について、方針を決定。

(2) 岐阜県木の国・山の国推進本部木材利用部会

県は、木の国・山の国推進本部木材利用部会において、推進本部の活動が円滑に行われるよう、次の活動を行います。

ア 課題の調査等

県産材利用の推進を図るための課題等について、調査及び推進策の検討、情報交換等を実施。

イ 推進計画の進捗管理

目標の達成に向けた、推進計画の施策の進捗を管理。

ウ 県の建築物の木造化（新築、改築）の方針検討

県の建築物の木造化について、別紙1に基づき、建築物の用途に応じ木造化の方針を検討。

エ 県有施設木質化等推進事業の実施箇所等の選定

県有施設木質化等推進事業により、内装の木質化、木製備品導入等を実施する箇所を選定。

オ 普及啓発

県民に対して、木の良さを啓発し、県産材の積極的な利用に向けた意識の醸成。

2 施策の実施状況の公表

推進計画に基づく施策の実施状況については、毎年度その結果をホームページに公表します。

また、施策の実施状況の結果は、次年度の事業計画や予算に反映します。

別紙1

県が整備する建築物等の県産材利用に関する基準

1. 県の建築物における県産材利用

(1) 木造化の考え方

県が整備する建築物は、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に、原則として木造とする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造と比較して合理的となる場合は、その採用についても検討する。

○木造化が困難な場合の例

- ・建築基準法等の法令などにより、木造化することが困難である場合
- ・著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ・施設の内容や使途、維持管理などにより、木造化することが困難な場合 等

別表 公共建築物等の木造化に関する基準

建築基準法で主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物のうち下記表のもの

建築物の用途		建築物 の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）							
			3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超						
(うち、1000 m ² 超は建築基準法第26条の適合について検討が必要)										
集会	集会場、ホール等	2階建	木造化	木造化を検討（客席の床面積の合計が200 m ² 以上の場合）						
		1階建								
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	3階建	木造化を検討							
		2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合）						
		1階建								
医療福祉宿泊	児童・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合）						
		1階建								
教育	学校、図書館、体育館等	3階建	木造化を検討							
		2階建	木造化	木造化を検討（2,000 m ² 以上の場合）						
		1階建								
観光	物品販売所、観光施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が500 m ² 以上の場合）						
		1階建								
倉庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が1,500 m ² 以上の場合）						
		1階建								
自動車車庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が150 m ² 以上の場合）						
		1階建								
上記以外のすべて (庁舎、事務所、交番等)	4階建	木造化を検討								
		3階建	木造化							
	2階建									
	1階建									

(※) 上表は建築物の高さが16m以下の場合。その他、建築基準法に基づく防耐火等の規制について、留意すること。

(2) 木質化の考え方

建築物の高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）にかかわらず、直接又は間接的に県民の目に触れる機会の多い場所においては、別表を基本に、内装の木質化を図る。

別表 木質化を推進する施設

建築物の用途		主な対象	木質化を図る箇所
集会	集会場、ホール等	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面	壁面については、床から高さ1.2m以内の腰壁
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床	
医療福祉	診療所、病院等	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面	
	児童・社会福祉施設等	居室（リハビリ室、図書室、研修室、入所者室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面及び床	
教育	学校、図書館、体育館等	居室（教室、図書室、音楽室等）、玄関、廊下の壁面及び床	
観光	物品販売所、観光施設等	各種展示室、受付等の壁面	
庁舎・事務所	総合庁舎、警察署 等	居室（応接室、会議室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面	
	交番、駐在所	居室（応接室等）、廊下、ロビーの壁面	

(※) 建築基準法、消防法等の法令及び各種指針等で内装制限がある場合を除く。

2. その他

(1) 公共施設における工作物の県産材利用の考え方

公園や文化施設周辺等公共性の高い場所の整備に付属する工作物においては、別表を基本に、県産材の利用を図る。

別表 県産材利用を推進する工作物

主な対象	
公園、文化施設周辺等	柵、塀、歩道敷材、緑化支柱、遊具、ベンチ、看板等

(2) 備品等における県産材利用の考え方

県有施設において使用される机・椅子、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品について、別表を基本に、県産材用の利用に努める。

別表 県産材利用を推進する備品等

主な対象	
机、椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
収納家具	書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手摺、パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ネームプレート、額、ベンチ、プランター等

(3) 木質バイオマスの県産材利用の考え方

県有施設において使用される木質バイオマス施設においては、別表を基本に、県産材の利用を図る。

別表 県産材利用を推進する木質バイオマス施設

主な対象	
地域性、経済性を考慮して、導入が可能な施設	冷暖房器、給湯施設、熱電併給施設等（木質資源ストーブ、ボイラー、発電施設等）

(4) 土木工事における県産材利用の考え方

県が実施する土木工事において、別表を基本に、県産材の利用に努める。

別表 県産材利用を推進する土木工事

主な対象	
道路施設	仮設防護柵、花壇等
河川施設	木工沈床、木柵等
砂防施設	防護柵（仮設含）、木柵等
農業施設	防護柵（仮設含）、疊水材、水路等

林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ、ガードレール等
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠工等
その他共通	型枠、工事看板、バリケード、法面保護工等

別紙2

県の建築物の木造化及び内装の木質化予定施設

(1) 新築の木造化施設一覧

	施設名	所在地	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	蛭川駐在所	中津川市蛭川	R4	R5	—	
②	中野方駐在所	恵那市中野方町	R4	R5	—	
③	三城交番	大垣市加賀野	R5	R6	—	
④	美濃交番	美濃市曾代	R5	R6	—	
⑤	金華橋交番	岐阜市早田東町	R6	R7	—	
⑥	御嵩交番	可児郡御嵩町	R6	R7	—	
⑦	黒野交番	岐阜市今川	R7	R8	—	
⑧	石浦交番	高山市石浦町	R7	R8	—	
⑨	坂本交番	中津川市千旦林	R7	R8	—	
⑩	下牧駐在所	美濃市片知	R5	R6	—	
⑪	多芸駐在所	養老郡養老町	R5	R6	—	
⑫	宮川駐在所	飛騨市宮川町	R6	R7	—	
⑬	中原駐在所	下呂市焼石	R6	R7	—	
⑭	小畑駐在所	養老郡養老町	R6	R7	—	
⑮	緑ヶ丘駐在所	高山市山田町	R7	R8	—	
⑯	和良駐在所	郡上市和良町	R7	R8	—	
⑰	小坂駐在所	下呂市小坂町	R7	R8	—	
	17 施設					

(2) 非木造で新築し内装を木質化する施設一覧

	施設名	所在地	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	大垣警察署	大垣市江崎町	R5	R7～R9	○	7階・SRC造 ・耐火構造
	1 施設					

(3) 既存の非木造施設で内装を木質化する施設一覧

	施設名	木質化実施箇所	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	岐阜県立寿楽苑	2階公用部廊下	R4	R5	—	改装
②	岐阜北高等学校	北舎図書館	R4	R5	—	改装
③	加納高等学校	視聴覚室	R4	R5	—	改装
④	大垣南高等学校	被服室及び被服準備室	R4	R5	—	改装
⑤	西濃高等特別支援学校	多目的室	R4	R5	—	改装
⑥	高山工業高等学校	本館棟2階 相談室	R4	R5	—	改装
⑦	吉城高等学校	教育相談室	R4	R5	—	改装
	7 施設					

※県有施設木質化等推進事業（林政部事業）を実施予定

清流の国ぎふ



清流の国ぎふ憲章

～豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます



平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県林政部県産材流通課

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1

電話 058-272-8487 (直通)